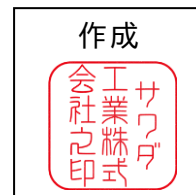


# サワダ工業株式会社

エコアクション 21（2017 年度版準拠）

環境経営システムマニュアル 第 5 版



## 目次

2 頁	目次
3 頁	改訂履歴
4 頁	1. 序文
	2. 環境経営システムの構築及び運用
5 頁	2-1. 計画の策定 (Plan)
	2-1-1. 取組の対象組織・活動の明確化
	2-1-2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化
	2-1-3. 環境経営方針の策定
6 頁	2-1-4. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価
	2-1-5. 環境関連法規等の取りまとめ
7 頁	2-1-6. 環境経営目標及び環境経営計画の策定
	2-2. 計画の実施 (Do)
	2-2-1. 実施体制の構築
	2-2-2. 教育・訓練の実施
8 頁	2-2-3. 環境コミュニケーションの実施
	2-2-4. 実施及び運用
9 頁	2-2-5. 環境上の緊急事態への準備及び対応
	2-2-6. 文書類の作成・管理
10 頁	2-3. 取組状況の確認及び評価 (Check)
	2-3-1. 取組状況の確認・評価
	2-3-2. 問題点の是正・予防
11 頁	2-4. 全体の評価と見直し (Act)
	(代表者による全体の評価と見直し・指示)
	3. 用語の定義
14 頁	4. 付表 (実施体制と役割、権限)

## 改訂履歴

改訂 No.	改訂日	変更改訂の内容	承認	作成
1	2006.7.1	初版	社長	副社長
2	2010.7.1	第2版	社長	副社長
		エコアクション21ガイドライン（2009年版）に 準拠すべく内容の見直しを全面的に実施		
3	2016.1.1	第3版	社長	副社長
		環境負荷物資（SOC）規制への管理体制を追記		
4	2017.4.1	第4版	社長	常務
		運用組織変更		
5	2022.1.1	第5版	社長	取締役
		エコアクション21ガイドライン（2017年版）に 準拠すべく内容の見直しを全面的に実施		

## 1. 序文

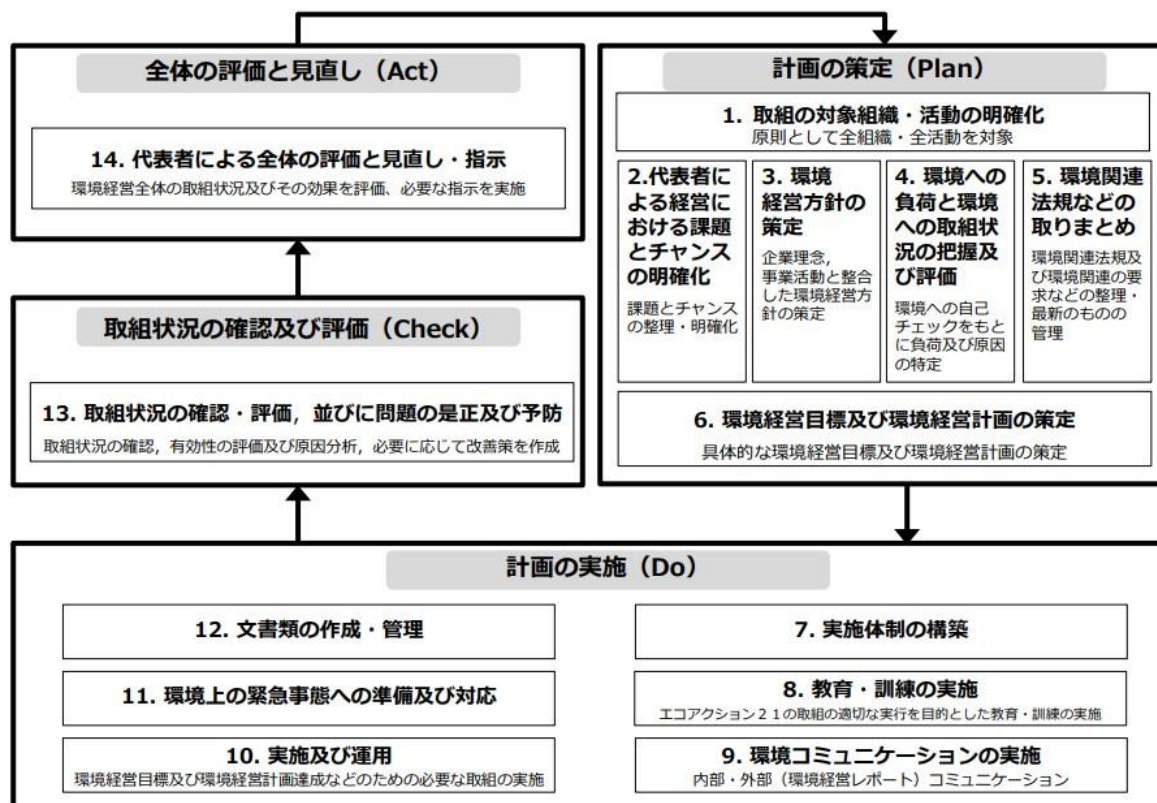
「サワダ工業株式会社：以下、当社と言う」は、環境経営の重要性を認識し、企業としての社会的責任を果たすために、環境経営活動を経営システムの一部として導入し、企業力の向上に努める。

当社は、環境経営活動を通じて、全社員を対象とした環境に関する教育をはじめ、全員参画による環境改善を実施し、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現とこれら3つを統合した「持続可能な社会」の構築を目指した環境活動に対応出来る組織ならびに社員の育成に注力する。

## 2. 環境経営システムの構築及び運用

当社は、エコアクション 21 ガイドライン(2017年版)の環境経営システムの「要求事項」に従って、当社の環境経営システムを構築し、運用し、維持する。そのシステムは、「計画：Plan」「実施：Do」「取組み状況の確認・評価：Check」「全体の評価と見直し：Action」のサイクル活動を行い、「継続的な改善」を図ることにより、当社の社会的な責任を遂行する。

環境経営システムのモデルは、以下のモデル図による。



## 2-1. 計画の策定 (Plan)

### 2-1-1. 取り組み対象組織・活動の明確化

- (1) 適用事業所  
本社工場：愛知県知多郡武豊町字多賀7-6
- (2) 適用製品及びサービス
  - ① 当社全生産品
  - ② 客先への物流サービス
- (3) 適用構成員  
全従業員

### 2-1-2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化

- (1) 代表者は、経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。
- (2) 整理と明確化に当たっては、以下の事項を考慮する。
  - ① 事業内容
  - ② 事業を取り巻く状況
  - ③ 事業と環境とのかかわり

### 2-1-3. 環境経営方針の策定

- (1) 代表者は、環境経営に関する方針（環境経営方針）を定め、誓約する。
- (2) 環境経営方針は、次の内容を満たすものとする。
  - ① 企業理念及び事業活動と整合させる。
  - ② 経営における課題とチャンスを踏まえる。
  - ③ 環境への取組の重点分野を明確にする。
  - ④ 環境経営の継続的改善を誓約する。
  - ⑤ 適用される環境関連法規等の遵守を誓約する。
  - ⑥ 環境経営方針には、制定日（又は改定日）及び代表者名を記載する
- (3) 環境経営方針は、以下の機会又は方法等を通じて、全従業員に周知する。
  - ① 週礼、朝礼などの業務連絡の機会
  - ② 会議の機会
  - ③ 環境教育・訓練などの機会
  - ④ 社内掲示

【環境経営方針】

- 一、省エネルギー・省資源かつリサイクル性の高い製造工程の確立を目指す
- 一、改善活動により製品不具合の発生ゼロ活動を永久に継続する
- 一、製造工程部門外についても環境負荷低減活動を推進する
- 一、関係法令等のコンプライアンスを遵守する
- 一、従業員が、積極かつ自主的に環境保全活動が行える様に支援する

(改訂日 2006年7月1日 前社長 澤田 尚)

サワダ工業株式会社

代表取締役社長 澤田 靖

**2-1-4. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価**

- (1) 当社における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェック」を基に把握し、環境に大きな影響を与えている環境負荷及びその原因となる活動を特定する。環境負荷のうち以下の項目を把握する。
  - ① 二酸化炭素排出量
  - ② 廃棄物排出量
  - ③ 水使用量
  - ④ 化学物質使用量
- (2) 事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェック」を基に把握する。把握項目には当社が提供する製品・サービス等を含む。

**2-1-5. 環境関連法規等の取りまとめ**

- (1) 事業を行うに当たって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連の要求等、並びに遵守のための組織の取組を整理し、一覧表などに取りまとめる。
- (2) 環境関連法規等は常に最新のものとなるように管理する。
- (3) 当社は、環境関連法規等の遵守状況を定期的にチェックする。遵守状況のチェックは、原則として1回/年以上行う。
- (4) 当社は、事業活動に関して「自主的目標値」を設けて管理する場合は、その遵守状況をチェックする。
- (5) 当社が同意した業界や近隣地域の協定、並びに、顧客等の方針又は要求事項に対応し、その遵守状況のチェックを行う。

## 2-1-6. 環境経営目標及び環境経営計画の設定

- (1) 当社は、前項（2-1-1～2-1-5）を踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営活動計画を策定する。環境目標は、可能な限り数値化する。
- (2) 環境経営目標は、可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定する。
  - ① 二酸化炭素排出量の削減
  - ② 廃棄物排出量の削減
  - ③ 水使用量の削減
  - ④ 化学物質使用量の削減
  - ⑤ 当社が生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善
- (3) 環境経営計画には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び責任者を定める。
- (4) 環境経営目標及び環境経営計画は、毎年度及び前項の大きな変更時に見直しをする。
- (5) 環境経営目標と環境経営計画は、関係する従業員に周知する。

## 2-2. 計画の実施 (Do)

### 2-2-1. 実施体制の構築

エコアクション21を運用、維持し、環境経営を実践するために、代表者は以下の事項を実施する。

- ① 効果的で必要十分な実施体制を構築する。
- ② 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。
- ③ エコアクション21を運用し、維持するための経営資源を用意する。

尚、詳細は末尾（4.実施体制と役割、権限）の通りとする。

### 2-2-2. 教育・訓練の実施

- (1) エコアクション21に基づく取組を適切に実行するために、全従業員に対し、環境経営方針、環境経営目標、及び環境経営計画を周知徹底する。
- (2) 全従業員は、自らの役割、責任、役職などに応じた取組内容について十分認識する。
- (3) 定められた「手順」に従って環境活動を行うことの重要性と、全員の改善活動による環境パフォーマンス向上の有意性の理解と行動を求める。

- (4) 以下の特定の業務を、当社の事業活動を通じて環境への著しい負荷となる可能性のある作業として位置付け、当該業務に従事する構成員は、緊急事態を含む手順に対する訓練を受け、必要なテスト・演習などに参加することを求める。
- ① 二酸化炭素の排出抑制に関する業務
  - ② 廃棄物の排出抑制、分別収集に関する業務
  - ③ 総排水量の抑制に関する業務
  - ④ 化学物質の取扱に関する業務
  - ⑤ 自動車の運転に関する業務
  - ⑥ 省エネルギー、省資源に関する業務

### 2-2-3. 環境コミュニケーションの実施

- (1) 組織内においてエコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。会議や掲示板などを通じて、環境経営目標及び環境経営計画の進捗状況などを共有し、従業員から意見や提案を聞くなどして、双方向にコミュニケーションできるよう配慮する。
- (2) 当社は、環境保全に関する摩擦や苦情を予防するために、以下の環境に関する苦情を処理し、顧客や製品に関する双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を策定する。
- ① 社外からの苦情又は要望等は、総務部より環境事務局に報告し、回答を要する場合には、環境事務局にて回答案を作成し、環境経営システム管理責任者の承認を得て回答する。環境経営システム管理責任者が、当該案件の内容について社会的に重要な影響を有すると判断した場合には、回答の内容の是非も含めて、環境経営最高責任者の承認を得る。
  - ② 社外との環境コミュニケーションに関する事項のうち、特に当社の環境経営方針に掲げた事項については、リスク予防のためのコミュニケーション事項として、環境経営システム管理責任者、及び環境経営最高責任者の協議の上、コミュニケーションの方法も含めて決定し、対応する。
- (3) 環境経営レポートを年次で作成し、公表する。

### 2-2-4. 実施及び運用

- (1) 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画の達成、並びに環境関連法規などの遵守に必要な取組を実施する。
- (2) 環境経営方針、環境経営目標を達成するため、必要に応じて手順書を作成し、運用する。



- (3) 取組内容は、環境経営計画策定時に設定され「環境保全の取組の自己チェック」結果を参考に、具体的に設定する。
- (4) 環境経営計画の運用、実行にあたって必要な場合は、運用基準、判断基準などを設ける。

#### 2-2-5. 環境上の緊急事態への準備及び対応

- (1) 環境上の緊急事態として、以下を想定し個別に対策を定め、必要であれば、定期的な訓練を実施する。
  - ① 製造ラインの標準作業不遵守や保全不備等により製造不具合の廃棄処分品が大量に発生しないように、重大不良未然防止マニュアルに沿った活動を遵守させる教育、指導を推進する。
  - ② 特定産業廃棄物の処理に関しては、指定処理業者との契約事項を遵守させる教育、指導を推進する。
- (2) 緊急事態を想定した定期的な対応訓練又は試験を行った場合は、その結果を確実に記録し、有効性を検証した上で、必要に応じて改訂する。
- (3) 環境負荷物質（SOC）規制への対応は、（株）東海理化発行の「品質保証の手引書」中の関連項目に従うものとする。万一、問題が発生した場合は、遅滞なく調達部窓口担当者および関連事業部品質管理担当者に連絡を行うこと。

#### 2-2-6. 文書類の作成・整理

- (1) エコアクション21の取組を実施するために、以下の15種類の文書類（紙又は電子媒体など）、及び組織が必要と判断した文書類を作成し、適切に管理する。
  - ① 環境経営方針
  - ② 環境への負荷の自己チェックの結果
  - ③ 環境への取組の自己チェックの結果
  - ④ 環境関連法規などの取りまとめ
  - ⑤ 環境経営目標
  - ⑥ 環境経営計画
  - ⑦ 実施体制
  - ⑧ 外部からの苦情などの受付状況及び対応結果
  - ⑨ 事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策
  - ⑩ 環境上の緊急事態の対応に関する試行及び訓練の結果
  - ⑪ 環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、及びその評価結果

- ⑫ 環境関連法規等の遵守状況の結果
  - ⑬ 問題点の是正処置及び予防処置の結果
  - ⑭ 代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果
  - ⑮ 環境経営レポート
- (2) 当社が取組の際に必要なと判断した手順書
- (3) エコアクション21の実行に当たり、当社の構築する「環境経営システム」の中核となる要素とその相互関連を示す文書として、この「環境経営システムマニュアル」を作成し、実施・運用する。

## 2-3. 取組状況の確認及び評価 (Check)

### 2-3-1. 取組み状況の確認・評価

- (1) 当社は、以下の方法で、環境経営計画の取組み状況の定期的確認と環境経営目標の評価を行う。これらは記録され、環境経営システム管理責任者により、代表者による全体の評価と見直しのための情報として、代表者に提供する。
- ① 環境経営計画の進捗状況は、環境事務局により月次報告を取りまとめる。
  - ② 月次報告に当たっては、目標値との差異を評価し、環境活動の有効性を確認する。
  - ③ 「教育・訓練」の実施がなされた場合には、環境事務局により内容を取りまとめる。
  - ④ 社外からの環境コミュニケーションに関する情報があつた場合は、総務部より環境事務局に報告する。
  - ⑤ 以上の内容は、環境活動報告会議にて活用する。
- (2) 当社は、法律等の遵守状況について、1回/年、環境事務局が確認を行う。
- (3) 当社は、環境経営計画の進捗状況をはじめ、環境経営システムの運用・実施の状況に関し、内部監査員において監査を実施し、環境経営システム管理責任者に報告する。これらの状況は、代表者による見直しの情報として活用する。

### 2-3-2. 問題点の是正・予防

- (1) 当社は、環境経営計画、環境経営目標、環境関連法規等の遵守に照らして、日常の運用・実施の状況に問題があると判断されたときは、その是正措置をとる。この判断は、環境事務局において行う。
- (2) 是正の結果は、担当者により同会議にて報告する。
- (3) 当社は、各種の報告を通じて、リスクの予兆があるときは、環境事務局にて

検討し、予防措置をとる。

- (4) 是正の処置をした問題点について、各部門に横展開して同類の不適合を防止するように努め、必要に応じて予防措置をとる。

## 2-4. 全体の評価と見直し (Act)

### (代表者による全体の評価と見直し・指示)

- (1) 代表者は、エコアクション21に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、以下の項目を含む総括的な見直しを実施し、必要な指示を行う。
- ① 環境経営方針
  - ② 環境経営目標及び環境経営計画
  - ③ 実施体制
  - ④ 環境経営システムマニュアル
- (2) 上項の見直しのために、環境経営システム管理責任者、環境事務局、各部門環境担当監督者は、代表者に的確な情報を提供し、情報の判断や要因の検討などについて代表者とのコミュニケーション活動を行う。

## 3. 用語の定義

- (1) 組織  
独立したマネジメントをもちエコアクション21の取組を実施する単位
- (2) 活動  
事業における活動  
【注釈】  
全活動とは事業活動全体を指し 顧客や社会に提供する製品・サービスを含む
- (3) 全従業員  
組織で働く全ての者  
【注釈】  
役員、派遣社員、アルバイトなどを含む
- (4) エコアクション21 ガイドライン  
環境省が定めた環境経営システムに関するガイドライン
- (5) エコアクション21  
エコアクション21ガイドラインに基づいた環境経営システム
- (6) 環境経営システム  
環境に関する方針・目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組・結果を確認及び評価し改善していく仕組み

- (7) 対象範囲  
エコアクション21を適用する組織及び対象とする活動の総称
- (8) 代表者エコアクション21の運用上の最高責任者  
【注釈】  
代表者は代表権を有していることが望ましく、対象組織の環境経営システムの決定権を有し、経営資源を用意できることが必要
- (9) 課題とチャンス  
課題は環境経営を行う上での問題、リスク、環境負荷を発生させるもの。  
チャンスはコストの削減、取引機会の拡大、売上の増加、従業員の意欲の向上など、環境経営に有益なもの
- (10) 利害関係者  
組織の事業活動に対して、直接又は間接に利害関係のある組織及び個人  
【注釈】  
顧客、消費者、地域、住民、取引先、行政、組織、非政府組織、株主、従業員などがあり、ステークホルダーともいう
- (11) 環境経営方針  
代表者が誓約し、環境経営を実施するための意図及び方向性を示したもの
- (12) 環境関連法規等  
環境関連法規とその他の環境関連要求事項
- (13) 環境負荷  
組織の活動により環境に加えられる影響  
【注釈】  
資源・エネルギーの消費、二酸化炭素などの温室効果ガス、廃棄物、大気汚染物質及び水質汚濁物質などの排出、自然生態系の破壊・改変などが環境負荷と考えられる
- (14) 環境経営目標  
環境経営方針に基づいて環境経営で達成すべき内容水準を示したもの
- (15) 環境経営計画  
環境経営目標を達成するための手段、日程、責任者を定めたもの
- (16) 経営資源  
経営するために必要な資源のこと  
【注釈】  
人（時間 技能 知識）、もの（設備 インフラ）、資金（設備投資 教育 投資）、情報（顧客ニーズ技術情報）、などがある
- (17) 特定の業務  
環境に大きな影響を与える組織の業務のこと

【注釈】

環境法規などに関わる業務、直接的に環境に大きな負荷を与える業務、緊急事態に関連する業務などがある

(18) コミュニケーション

情報を双方向に伝達し、双方の理解向上を図ること

【注釈】

組織の中と外のコミュニケーションがある。組織の中には縦と横のコミュニケーションがある

(19) 事故・緊急事態

突発的に発生する環境上の課題

(20) 有効性

期待した成果を達成している程度

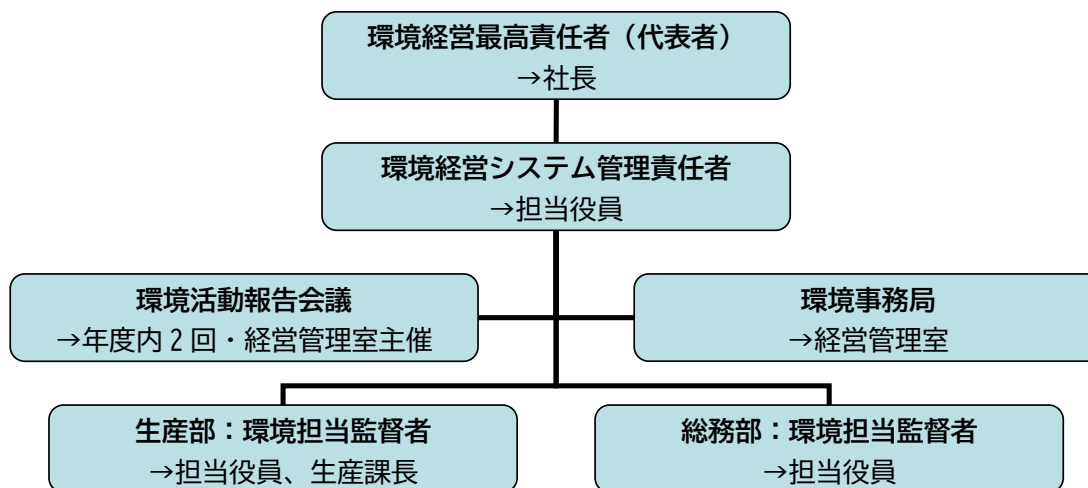
(21) 文書類

管理することを定めた情報及びその媒体

【注釈】

文書類には文書と記録の両方がある。エコアクション21で要求される文書類は(2-2-6)を参照のこと

#### 4. 付表（実施体制と役割、権限）



<p>環境経営最高責任者 (代表者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境経営システム管理責任者をはじめとする、必要な責任者の任命</li> <li>・ 環境経営システムの実施に必要な経営諸資源の準備</li> <li>・ 環境経営方針の策定、見直し及び全従業員への周知</li> <li>・ 環境経営システムマニュアル、環境経営目標、環境経営計画の承認</li> <li>・ 代表者による全体の評価と見直しの実施</li> <li>・ 環境経営レポートの承認</li> </ul>
<p>環境経営システム管理 責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境経営システム、環境経営システムマニュアルの構築、実施、管理</li> <li>・ 環境関連法規等の取りまとめを承認</li> <li>・ 環境経営目標、環境経営計画を確認</li> <li>・ 環境経営活動の取り組み結果を代表者へ報告</li> <li>・ 環境経営レポートの確認と改訂指示、公開</li> </ul>
<p>環境事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境経営システム管理責任者を補佐し、エコアクション 21 を推進する</li> <li>・ 環境負荷及び環境への取り組みの自己チェックを実施</li> <li>・ 環境経営システムマニュアルの改訂</li> <li>・ 環境経営目標、環境経営計画原案の作成</li> <li>・ 環境経営活動の実績集計</li> <li>・ 環境関連法規等の取りまとめと遵守評価の実施</li> <li>・ 環境関連の外部コミュニケーションの窓口</li> <li>・ 環境経営レポートの作成</li> </ul>
<p>各部門環境担当監督者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の管理範囲における全員参画での環境経営システムの運用</li> </ul>
<p>全従業員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚</li> <li>・ 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加</li> </ul>